

## 「児童虐待防止体制の強化」について

### 児童虐待防止体制の強化

すべての子ども達を虐待から守り、安心安全で健康な育ちを守るため、家庭の状況に応じた最善の措置を講じるとともに、教育委員会や保育所・幼稚園・学校等と各種機関とが密に連携・情報共有・更なる体制強化を図り、児童虐待防止に向けた強固な支援体制を構築する。

- 市の関係課・室の連携に隙間があったことの反省を踏まえ、新たに児童虐待対応窓口として「(仮称)児童相談支援センター」を設置し、センター長を配置することにより、関係課・室を横断的に統括するとともに、家庭支援を目的としたケースワークを専門的に行う「子ども家庭総合支援員」を特別職非常勤として新規配置し、子どもの虐待防止の連携・体制強化を図る。
- 大阪府と箕面市の関係機関で構成する要保護児童対策協議会児童虐待部会に箕面警察署、弁護士、学識経験者等の委員を追加し、客観的・専門的な見立てにより、より厳しいリスク判断と厳密な役割分担を行う。
- 小・中学校、保育所、幼稚園及び在宅の子どもを含め、親や支援の必要な子どもすべてを対象とした見守りを確実に実施し、ケース会議において明確な指示命令を行うとともに、関係機関による見守り体制の構築を図る。